

1 義援金名称	沖縄県令和5年台風第6号災害義援金			
2 趣旨	<p>令和5年7月31日から8月6日にかけて沖縄地方に襲来した台風第6号によって人的被害及び家屋の損壊、浸水など多大な被害が発生し、県内34市町村に災害救助法が適用されました。</p> <p>これを受けて茨城県共同募金会石岡市共同募金委員会では、この災害で被災された方々を支援することを目的に、下記のとおり義援金の募集を行うことになりましたので、ご協力をよろしくお願いいたします。</p>			
3 募集期間	令和5年9月5日（火）から令和5年11月30日（木）まで (義援金のみを取り扱います。)			
直接送金する場合 (1)被災県に	金融機関	支店名	口座番号	名義等
	琉球銀行	石嶺支店	普通預金 335408	(福) 沖縄県共同募金会 会長 湧川 昌秀 (ワクガワ マサヒデ)
	ゆうちょ銀行	00990-1-335960		沖縄県共同募金会台風6号災害 義援金
	<p>※ 各金融機関の本・支店窓口での振込手数料は免除申請中</p> <p>※ 上記以外の金融機関から送金する場合、振込手数料が必要です。</p> <p>※ ATM、インターネットバンキングを利用しての振込は手数料が必要です。</p>			
(2) 本会に送金	金融機関名	支店名	口座番号	名義等
	常陽銀行	本店	(普) 3913313	社会福祉法人茨城県共同募金会 沖縄台風義援金
<p>※振込みの際「イバラキケンキョウドウボキンカイ」と省略することができます。</p> <p>※常陽銀行本支店窓口、アクセスジェイ及びATMから当該口座への振込手数料は無料となります。なお、時間外のATM及びアクセスジェイ以外のネットバンキングによる振込みは手数料がかかる場合があります。</p>				
(3)窓口受付 (募金箱設置場所)	<p>茨城県共同募金会石岡市共同募金委員会 (石岡市社会福祉協議会内)</p> <p>(窓口)・石岡市社会福祉協議会 本所 (ふれあいの里石岡ひまわりの館内)</p> <p>・ ” 八郷支所 (八郷総合支所3階)</p> <p>(募金箱のみ)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・石岡市役所本庁 総合案内受付 ・八郷総合支所市民窓口課 			
4 義援金の配分	義援金は、沖縄県、沖縄県共同募金会、日本赤十字社沖縄県支部等で構成される「沖縄県令和5年台風第6号災害義援金配分委員会」で協議し、配分基準に基づき各市町村を通じて被災者に配分されます。			
5 税制上の優遇措置	この義援金について税制上の優遇措置を受けるために領収書を希望する場合は、当会へ申し出ください。後日、沖縄県共同募金会発行の領収書を送付いたします。			
6 その他	※災害義援金のみを受け入れとし、救援物資・物品等の取り扱いは行いません。			
<p>問い合わせ先</p> <p>茨城県共同募金会石岡市共同募金委員会 (石岡市社会福祉協議会内)</p> <p>〒315-0009 茨城県石岡市大砂 10527 番地 6 / TEL 0299-22-2411 FAX 0299-22-2440</p>				